**令和７年度塩尻市事業者間取引券事業取扱店要項について**

塩尻市事業者間取引券事業実行委員会

**１　発行総額**　　　　　１３０，０００，０００円　（販売総額：１００，０００，０００円）

**２　プレミアム率**　　３０％　プレミアム分の事業所負担はございません。

**３　取引券有効期間　　令和７年９月１日（月）　～　令和８年１月３１日（土）**

**４　発行内容**　**今回は事前申込による引換となります。（抽選方式）**

**事前申込期間：８月４日（月）　～　８月８日（金）**

・販売セット数　１０，０００セット

・取引券１セット１３，０００円（購入金額１０，０００円）

　　　　　　　　　　・額面１，０００円券１３枚を１セットとして販売。

　　　　　　　　　　　≪内訳≫

ア　塩尻市内で営業する中小事業所だけで利用できる**地域応援券**

**８，０００円分（１,０００円券×８枚）**

イ　取扱店舗すべてで利用できる**共通券**

**５，０００円分（１，０００円券×５枚）**

**※塩尻市内に本店・本社を有しない事業所では共通券のみの利用となります。**

**５　販売場所**塩尻商工会議所

**６　実施場所**塩尻市内

**７　取扱店の参加資格**

（１）事業者間取引券を取り扱う事業者は、塩尻市内で営業する商店等（以下取扱店）で、この事業の取扱事業所登録申請のあった事業所とする。だたし、塩尻市に本社・本店を有しない事業所に関しては、共通券のみの取扱になるので、申込時、取扱事業所登録申請書に本社・本店所在地を必ず記入し、申請を行う。

　（２）次のアからウに該当する事業所は除く。

ア　特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業所

イ　下記〔８　取引券の利用対象にならないもの〕に記載の取引、商品のみを取扱う事業所

ウ　役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者所

**８　取引券の利用対象にならないもの**

（１）国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）

（２）有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

（３）現金との換金、金融機関への預け入れ

（４）特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

（５）たばこ

**９　取扱店禁止事項**

　　（１）取引券のコピー等偽造すること。

　　（２）取引券を他へ交換・譲渡及び売却すること。

　　（３）**取扱店が自ら購入した取引券を、自店等の売上げとしてそのまま換金すること。**

　　（４）取扱店は、消費者が使用した取引券を、再び使用してはならない。

　　（５）その他取引券事業の目的に反する行為を行うこと。

　　（６）取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、取引券の換金ができなくなるものとする。

**１０　取引券の取扱い・取扱注意事項等**

取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

　　（１）取扱店は取扱店ポップを店頭の目立つ場所に表示する。

　　（２）取扱店は取引券利用者に対し、券面記載相当額の物品の販売及びサービス等の提供を行う。

（３）取引券を受け取った場合は、再流通を防止するため、隅切りすること。

　　（４）取り券の換金額は、額面どおりとし取扱店の負担金はない。

　　（５）取引券の支払いに対し、釣銭は返さないものとする。

　　（６）商品購入に使用される取引券が、明らかに偽造取引券であることを発見した場合は、受取りを拒否する。また、すでに受取った取引券が偽造取引券の場合は、取扱店の負担とする。

（７）利用者から受け取った取引券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とする。

（８）取扱店は、取扱事業所登録申請書にて予め金融機関の口座を登録しておくこと。

　　（９）取引券有効期間中の脱退は認めない。

　（１０）お客様とのトラブルに関して、塩尻市事業者間取引券事業実行委員会は一切関与いたしませんので各取扱店にて適切な対応すること。

**１１　登録及び申込み**

（１） 事業者間取引券の取扱店としての登録は、〔７　取扱店の参加資格〕の資格要件に該当するかをご確認のうえ、別紙取扱事業所登録申請書に必要事項をご記入いただき、令和７年７月３１日（木）までにお申し込みください。

（２）市内に複数店舗を営業する事業所は、店舗ごとに登録をする。

（３）取扱店として登録された事業所は一覧表で掲載し、周知する。

（４）申込みは募集期間内を原則とするが、申込者が取扱店一覧の広告等に掲載できないことを承

　　　知した場合は、この限りではない。

　　　７月３１日（木）〆切までの申請によりチラシ及びHP掲載。８月１日（金）以降の申請はHPのみでの掲載になります。

**１３　換金手続き**

（１）取扱店は、塩尻商工会議所が指定した場所・日時に取扱店登録証・換金依頼書・使用済取引券を持参して換金手続きをする。

（２）隅切りした使用済取引券と必要事項を記入した換金依頼書とともに提出する。

（３）取引券の換金額は、額面どおりとする。

（４）塩尻市内に本社・本店を有しない事業所が地域応援券を持ち込んだ場合は、換金対象としない。

（５）換金期間は、令７年９月８日（月）から令和８年２月６日（金）

（６）換金場所及び日時

　　ア　塩尻商工会議所　えんぱーく４Ｆ　４０６

　　　　毎週月曜日・金曜日の午前１０時から午後３時まで

　　イ　北部交流センター　えんてらす２Ｆ　２０３

　　　　隔週の水曜日　午前１０時から午後３時まで

　　ウ　塩尻商工会議所　楢川支所

　　　　毎週水曜日の午前１０時から午後３時まで

※ただし、土日祝日及び年末年始は換金業務を休みとする。

（７）支払方法

ア　口座振込とする。

イ　取扱店への振り込みは、換金手続きが毎週月曜日までに行われたものはその週の金曜日、毎週金曜日までに行われたものは翌週の水曜日に、取扱店指定の金融機関に振り込まれる。

ウ　振込日が祝日の場合は、その翌日に振り込まれる。

（８）換金手数料　取扱店の負担は無しとする。